

新型コロナウイルスへの対応に伴う臨時的な取扱いについて
(移動支援事業を居宅等で提供することについて)

1 対象者について

外出することにより利用者に感染するおそれがある等の理由により、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に、居宅等において外出時同様のサービス提供を受けることについて、利用者の同意が得られた者

2 在宅支援に関する報告について

在宅支援を実施する事業所は、別紙 2「臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書（移動支援）」及び別紙 3「臨時的な在宅でのサービス利用者の報告（移動支援）」を提出してください。

別紙 2 及び別紙 3 の報告をもって本取扱いの適用としますが、事後的に報告があった場合でも、在宅支援の提供記録が整備してある場合は、様式中の「開始日」から認めることとします。

なお、報告は E メールでも FAX でも差し支えありません。

3 サービス提供に係る要件について

- ① 居宅等で支援を行う場合にも、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行うこと。また、支援内容について日報等を作成し、事業所として支援内容を把握すること。
- ② 居宅等での支援内容について利用者に同意を得ること。また、利用者と同居する家族、計画相談支援事業所等の関係機関へ居宅等での支援内容について説明し事前に調整すること。
- ③ 居宅等で支援を行う場合でも、利用者負担額が発生することを利用者に説明し、同意を得ること。

4 請求について

請求方法については、従来どおり深谷市障害福祉課へ請求していただきます。なお、実績記録票を提出する際に、サービス内容の欄に在宅支援を行ったことについて記入したうえで請求してください。

(例) 移動支援事業 (在宅支援)

5 支援内容の記録及び開示について

支援内容等について日報等を作成するとともに、サービス提供記録についても作成し、支援内容等を記載してください。また、必要がある場合は、深谷市に対して支援内容の記録を開示してください。

6 その他

- ① 本取扱いについては、あくまで新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。
- ② 本取扱いの対象者は、深谷市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。

7 報告先について

宛先 深谷市役所福祉健康部障害福祉課
メールアドレス syougai@city.fukaya.saitama.jp
FAX 番号 048-574-6667

※新型コロナウイルスに関する深谷市発出の通知についてホームページに掲載してありますのでご覧ください。